

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)						
5024	5024001			z03001	内閣府							<p>要望者より下記の意見あり、「消費生活協同組合(生協)が実施する共済事業については、消費生活協同組合法に基づき、生協の特性を踏まえた上で、現時点において必要と考える規制が行われているにも関わらず、保険業とのイコール・フッティングや規制強化の意見・要望を論じるのは、特定の業種の経済的利益のみを着眼したものと考えます。生協の共済事業は、消費生活協同組合法に基づき、相互扶助の精神のもと自発的に事業を行うものです。今日、この組織目的について多くの勤労者・国民の共感と支持を得て、組合員・契約者数は、2005年度では500万人を超え、共済事業の果たす社会的役割は大きいものと考えています。その組織目的を踏まえ、保険業とのイコール・フッティング論は協同組合共済事業の存在の否定につながるかならないものと考えます。従って、これらの意見・要望は「規制改革・民間開放推進会議」での検討課題に馴染まないものとして、あらためて適切な対応方を要望します。なお、生協においてもより一層の契約者保護の強化のための有識者による検討会が所管官庁に設置され、検討がなされることと考えています。</p>										日本共済協会 共済生協連合会	1	A	規制改革要望の課題の取扱いの適正化		<p>1. 政府がすすめる規制改革や「規制改革・民間開放推進」の取り組みは、規制緩和や自由化の促進をはかることと産業を民間に開放することにより、経済の活性化と雇用の創出によって活力ある経済社会の実現を図るとともに、消費者・利用者の選択の自由を確保し、質の高い多様なサービスを受受できる豊かな国民生活を実現するものと認識しています。</p> <p>共済事業に対する保護策としてのイコール・フッティングや規制強化の意見・要望は、「要望内容」の通り「規制改革・民間開放推進会議」の目指している目的にそぐわないものと考えざるを得ません。</p> <p>2. 消費生活協同組合法は、国民の良質な生活協同組合の発達を促し、もって国民生活の安定と生活文化の向上を図ることを目的とする(第1条)。ことや、組合は、その行事等によって、その組合員及び会員の最大の専任をすることを旨とし、営利を目的としてその事業を行ってはならない(第9条)と規定しています。このような立法主旨にもとづき行っている生活協同組合の共済事業は、相互扶助の理念に基づいた非営利の活動であり、最大の専任をすることを旨とし、営利を目的としてその事業を行ってはならない(第9条)と規定しています。このような立法主旨にもとづき行っている生活協同組合の共済事業は、相互扶助の理念に基づいた非営利の活動であり、最大の専任をすることを旨とし、営利を目的としてその事業を行ってはならない(第9条)と規定しています。このような立法主旨にもとづき行っている生活協同組合の共済事業は、相互扶助の理念に基づいた非営利の活動であり、最大の専任をすることを旨とし、営利を目的としてその事業を行ってはならない(第9条)と規定しています。</p> <p>なお、「共済の適正な推進に関する措置」の健全性を確保する措置、「共済の健全性の判断指標」の健全性の確保等については、実施基準を「各地方」を取りまとめ、実施基準については早急に実施を促すこととしており、今日の生活協同組合の果たしている社会的責任・役割に鑑み、必要な措置については、引き続き、有識者、消費者からのご意見等も伺ってまいりたいと考えています。</p>		内閣府	
5057	5057073			z03002	内閣府、厚生労働省	なし	<p>食品衛生法第10条に規定する人の健康を損なうおそれのない場合として新たに食品添加物を定めようとする場合、及び11条に基づき添加物の基準もしくは規格を定めようとする場合には、食品安全基本法第24条第1項に基づき、食品安全委員会が、食品健康影響評価を行っている。</p>					<p>ご要望の添加物についての国内での使用を認めるか否かの判断は、厚生労働省が行うものであって、食品安全委員会の権限ではなく、ご指摘の要望は、食品安全委員会にとっては事実確認である。仮に、それらの添加物の評価が、厚生労働省から求められた場合においても、国内における食害やJECFAにおける評価の時期を考慮する観点から、直ちにJECFAの評価を国内の評価とすることは適当ではない。</p> <p>また、審議の短縮に関する要望については、科学的知見に基づいたリスク評価を行う観点から、必要な試験成績の分析・検討のための期間が必要不可欠であり、現行の審議時間の大縮短は困難であると考えている。</p>					(社)日本経済団体連合会	73	A	食品添加物の国際的整合化(新規)	<p>JECFA(FAO/WHO合同食品添加物専門家会議)において安全性が評価され、海外で流通している食品添加物については、国内においても使用できるよう、食品安全委員会は迅速な審査を行うべきである。また、国内のみ流通が認められている添加物が、JECFAで審査されるような審査が行われるよう働きかけを行うべきである。</p>		<p>日本国内で使用が認められている800種類弱の添加物のうち、JECFAによって承認されているのは約300種類しかない。その一方、JECFAから安全と認められているものの他約500種類以上の添加物は、世界では広く使用されている多くの添加物を含み、日本では使用が認められていない。</p> <p>2002年7月26日に開催された薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会で厚生労働省は「FAO/WHO合同食品添加物専門家会議(JECFA)で一定の範囲内で安全性が確認され、かつ米連及びEU諸国等で使用が認められ、国際的に必要性が高いと考えられる添加物については、企業からの賛意がなくても、国民向けに、個別食品毎に安全性及び必要性を検討していく」としている。</p> <p>こうした方針を受けて現在食品安全委員会で、上記の条件を満たした添加物を国内で使用するために検討が行われているが、その品目は原料を46品目であり、指定に向けた手続きが行われているのはその30品目のみであるなど、審議のスピードは遅く、検討対象品目の拡大も図られていない。(*)</p>	<p>食品衛生法第4条、第10条、第11条、第19条</p> <p>食品衛生法施行規則</p> <p>食品衛生法に基づき(添加物の表示について)別添1(平成16年6月23日)審議会第56号(厚生省生活衛生局長通知)食品添加物の規格基準(昭和34年12月厚生省告示第370号)</p>	厚生労働省医薬品安全部 内閣府食品安全委員会	海外で流通している食品添加物と、日本国内で認められている食品添加物の種類が異なる点に留意している。				
5057	5057088			z03003	内閣府	-	<p>民間事業者からの発案については、「PF」事業実施プロセスに関するガイドラインにおいて、「PF」事業の促進にとって有益な民間事業者からの発案を促すため、以下に留意して対応することとされている。具体的には、民間事業者からの発案に関し、これらに係る受付、評価、通知、公表等を行う体制を整えるとともに、発案があった場合、これについて検討、評価を行うために必要な資料の提出を求める等適切な対応をとるために必要な措置を積極的に講ずること等とされていることであり、今後とも、本ガイドラインに従い、公平性、透明性等の原則にも配慮しつつ、適切に対応して参りたい。</p>				(内閣府、総務省、財務省による回答)						(社)日本経済団体連合会	88	B	民間発案型PF事業へのインセンティブ付与(新規)	<p>PF事業実施プロセスに関するガイドラインを改正し、人札に際して発案者による一定の「持ち点」を与える措置、発案に要した費用の一部帰属等、民間事業者による発案に対するインセンティブを定めるべきである。</p>		PF事業実施プロセスに関するガイドライン	<p>PFは民間の創意工夫を最大限活用することでVFMを最大化することによる恩恵があり、今後さらにPFを推進していく上では民間事業者による積極的な発案が求められる。しかし、PF事業の発案には調査・立派な費用がかかるため、民間事業者としては何らかのインセンティブがないと発案には100が実現する。2004年5月の自民党PF推進調査会において、所管省庁より人札にして発案者による一定の「持ち点」を与える措置、発案に要した費用の一部帰属等は妨げない旨表明されており、早急な制度化が望まれる。</p>	内閣府PF推進室	PF事業実施プロセスに関するガイドライン1-2は民間事業者からの発案について言及しているが、民間発案に対するインセンティブについては明示されていない。				
5057	5057139			z03004	全庁庁	民法第466条第2項	<p>契約当事者が反対の意思表示をした場合には債権譲渡を行うことができない。(民法第466条第2項)</p>	d				平成17年1月から、債権譲渡対象を特定目的会社等に拡大している。					(社)日本経済団体連合会	139	A	国・地方公共団体向け金銭債権の証券化に係る譲渡禁止特約の解除	<p>各官庁・地方公共団体向け金銭債権につき、速やかに譲渡禁止特約を廃止すべきである。そのため、各官庁・地方公共団体の運用のルール、譲渡先金融機関の場合は債権譲渡禁止特約の適用除外とする、事前承認手続を大幅に簡略化する、債権譲渡に対する取扱いを統一するを規定し、売買目的譲渡契約に反映すべきである。地方公共団体についても同様の統一の取扱いすべきである。</p>		<p>資産流動化を促進する上で、債権譲渡禁止特約の存在が障害となっている。債権譲渡禁止特約の廃止に向けて、各官庁・地方公共団体が共通のルールの下で「買戻し取扱い」が求められる。</p>	全庁庁、地方公共団体	<p>国の機関及び地方公共団体向け金銭債権については、譲渡禁止特約が付されていることが多く、当該金銭債権の証券化等を行うことができない。</p> <p>近年、一部の官庁においては、事前に承認を得ることにより譲渡を認め、特定の譲渡先については債権譲渡禁止条項適用の例外とする等、企業における売却債権を活用した資金調達の交流・促進が図られている。しかしながら、依然として官庁による対応のバラツキ、事前承認手続の煩雑さ、不透明性等の問題が残されている。</p>					

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望事項番号	実施種別(規制改革A/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5066	5066004			z03005	全省庁	民法第466条第2項	契約当事者が反対の意思表示をした場合には債権譲渡を行うことができない。(民法第466条第2項)	d		平成17年1月から、債権譲渡対象を特定目的会社等に拡大している。						社団法人リース事業協会	4	A	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	各省庁及び地方自治体において、統一かつ早急に債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約(リース契約等)及び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)を望む。		各省庁及び地方自治体ごとに対応が異なり、引き続き、統一かつ早急な対応が求められる。		全省庁、地方自治体	
5083	5083004			z03006	全省庁	-	審議会等の公開については、「審議会等の整理合理化に関する基本的計画(平成11年4月27日閣議決定)」において、会議又は議事録を速やかに公開することを原則とし、議事内容の透明性を確保することとされているところである。 内閣府に置かれている審議会等においても原則として会議又は議事録を速やかに公開しているところ。	d	-	「審議会等の整理合理化に関する基本的計画(平成11年4月27日閣議決定)」にしたがって、法令の規定により非公開とされている場合等を除き、議事録等について可能な限り速やかに公開するよう努める。						特定非営利活動法人「子どもに優しい環境を」推進協議会	4	A	政府省庁の審議会は原則に公開(傍聴可能)とすべき	例えば厚生労働省の審議会(厚生科学審議会地域保健健康増進実務部会や中央社会保険医療協議会など)は公開(傍聴可能)で、事前にホームページで広報されている。しかし、例えば財務省の財政制度等審議会または事業等文科会、規制調査会などは、財務省のホームページの週間予定には掲載されているが、非公開となっている。これら審議会等は、公開(傍聴可能)とすべきである。	政策決定のための審議会の審議を国民が傍聴することにより、審議の透明性が高まり、かつ国民も情報を速やかに知ることにより、早期の情報入手と対応が可能になる。	政府省庁の審議会の資料が後日(1-2週間後)そのホームページで公開され、1-数カ月後には議事録が公開されているようであるが、国民が審議情報の詳細を知るには余りにタイムラグがあり過ぎる。 マスメディアにのみ公開したり、会後、審議会長が記者発表や会見をする場合もあるが、あわせて公開(傍聴可能)を制度化すべきである。 動きが早くなっている政策決定や実施にあたって、国民の知る権利を保障し、合意形成を進めるためには、これは不可欠な制度である。		全省庁	